

2006年9月吉日

豊島区立総合体育場  
西巣鴨体育場 ご利用の皆様へ

日本テニス事業協会共同企業体  
豊島区立総合体育場  
支配人 神田 哲也

無許可営業行為等の取扱いについて(お願い)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月より指定管理者制度に則り、弊社による施設管理・運営がスタート致しました豊島区の施設である「豊島区立総合体育場・西巣鴨体育場」では、利用者である区民と、所有者である豊島区からも運営に対して、おかげさまで、ご好評をいただきながら漸く軌道に乗ってきました。

ところで、当施設内(総合体育場・西巣鴨体育場)においては、「公共施設である」という施設の性格上、プライベート・レッスンやイベントなど無許可営業等の行為は固く禁止されております。この件につきましては、日本テニス事業協会においても、従来から「公営施設内における無許可営業行為問題」として問題視しているところです。私どもも、これに基づき、施設のご利用の活性化やサービス向上とともに、この「無許可営業等」の監視を含めた対応を行って参りたいと存じます。

については、当施設において、スタッフがご利用の方の中で無許可営業行為を行っていると判断した場合には、その行為に関わっていた方または該当団体のご使用を取り消しさせていただきますので、ご了承ください。

今後とも、私ども日本テニス事業協会共同企業は、総合体育場および西巣鴨体育場のご利用の皆様のご利便性向上を含め、豊島区内におけるスポーツ・レクリエーション活動の益々の発展にむけて、鋭意努力して参ります所存でございますので、何卒、皆様のご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

以上